

公の施設の指定管理者制度の導入について

平成16年11月29日
市長公室

1 導入の趣旨

平成15年6月地方自治法の改正（同年9月2日施行）により、新たに指定管理者制度が創設されたことに伴い、本市では、平成16年3月に策定した「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」における取組みの1つとして、より質の高い効率的なサービスの実現と地域経済の活性化やNPO、地域住民との協働の推進を図るため、積極的に指定管理者制度の導入を推進していくこととしている。

2 公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方について

資料1のとおり。

3 指定管理者選定に係る公募の適否について

資料2のとおり。

4 「公の施設の管理を指定管理者に行わせる等のための関係条例の整備に関する条例」等の概要

(1) 条例の趣旨

「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」に定めた公共施設の今後の管理運営の方向性に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるほか、その運営方法を見直すため、関係する条例の規定の整備をしようとするものである。

(2) 対象条例

資料3のとおり。

(3) 条例の内容

ア 指定管理者制度に移行するために必要な規定の整備を行う。

(ア) 指定の手続

(イ) 管理の基準

(ウ) 業務の範囲

(エ) 事業報告書の提出

イ 運営の方法の見直し

休館日や開館時間などの運営の方法の見直しに関し、必要な改正を行う。

(4) 施行期日

指定管理者制関連の規定については、平成18年4月1日。

資料 1

公の施設の指定管理者制度導入に関する 基本的な考え方

新規事業の実現による
新たな利害関係の構築による
競争的選択の実現

平成 16 年 11 月

盛岡市

目 次

はじめに	1
第1 指定管理者制度の導入・運用についての基本的な考え方	2
1 条例の制定・改正方式	
2 指定管理者制度導入施設	
(1) 対象施設	
(2) 管理の単位	
(3) 指定期間	
(4) 利用料金制度	
3 運営状況の監視と公表	
4 個人情報保護	
第2 指定管理者の選定についての基本的な考え方	3
1 選定についての方針	
(1) 公募の原則	
(2) 所在地に関する公募対象団体の条件	
2 公募方法	
3 審査方法	
4 公表	
5 応募資格（欠格事項等）	
第3 導入までのスケジュール	5
別紙 指定管理者制度導入施設一覧表	6

平成15年6月に地方自治法が改正（同年9月2日施行）され、新たに「指定管理者制度」が創設された。この指定管理者制度は、従来、公共的団体などに限定されていた公の施設の管理運営に関する規制を緩和し、民間事業者やNPOの参入を可能にするものであり、民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に活かされ住民サービスの向上や管理運営の効率化が期待されるものである。

盛岡市では、指定管理者制度の導入について、平成16年3月に策定した盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画（以下「行革実施計画」という。）において、改革の取り組み項目の一つとした。

本制度を、経費削減の手段としてのみではなく、地域経済の活性化やNPO、地域住民との協働推進の有効な手段として位置付け、積極的に導入を推進するものである。

行革実施計画では、市のすべての公の施設を、直営維持、直営から指定管理者制移行、管理運営委託から指定管理者制移行、民営化・統合又は廃止の四つの方向性に分類し、約140施設を平成18年4月までに指定管理者制へ移行させることとしている。

また、これらに先行して既に都南勤労福祉会館、デイサービスセンターしらたき、愛宕山老人福祉センターにおいて指定管理者制度を導入しており、本制度の活用に積極的に取り組んでいるところである。

これら先行する事例も参考に今後の円滑な制度導入とともに、制度運用の考え方を示すため、第1として、既に行革実施計画において行っている方向付けを取りまとめたほか、第2として、今後、指定管理者制度の導入が予定されている施設について、公募等の事務が一斉に日程に上ってくることから、指定管理者の選定についての基本的な考え方を、第3として、行革実施計画で掲げたスケジュールと重複するが、導入までの段階的なスケジュールを、公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）としてまとめるものである。なお、この基本的な考え方は平成18年4月の制度導入に向けての指針となるものであるが、それ以後に導入の検討が必要となった場合にも、この基本的な考え方を適用するものである。

第1 指定管理者制度の導入・運用についての基本的な考え方

1 条例の制定・改正方式

指定手続き等に関する包括的な条例は定めず、施設ごとに設置条例を改正する。

2 指定管理者制度導入施設

(1) 対象施設

平成16年10月1日現在、この基本的な考え方の対象となる施設は、行革実施計画において指定管理者制度への移行が方向付けられている135施設並びに既に指定管理者制度を導入している3施設及び平成17年4月1日に開設が予定されている1施設、併せて139施設（別紙「指定管理者制度導入施設一覧表」参照）とする。ただし、この中には、譲渡について併せて検討している施設も含まれている。

(2) 管理の単位

原則として、一施設につき、一の指定管理者を指定することとするが、次のような場合には、複数の施設を一の指定管理者に管理運営させること（以下「一体管理」という。）とする。

① 複数の施設が同一の建物に設置され、又は隣接して設置されている場合であって、一体管理によってサービスの質又は施設効用の向上が見込まれる場合

② 同種の施設であって、一体管理によってサービスの質又は施設効用の向上が見込まれる場合

(3) 指定期間

原則として、新規指定は3年、再指定は5年とする。ただし、施設の種類、管理の実績等から、これによらず設定することが適当と認められる場合は、指定期間を個別に設定することとする。

例) PFI事業で整備する施設

(4) 利用料金制度

利用料金制は、利用料金により施設の収支採算がとれるような施設に適しているが、利用料金のみでは収支採算がとれないような施設であっても、集客・利用促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出す誘因になると認められる施設については、利用料金制を積極的に採用することとする。なお、この場合には、管理委託費と利用料金制を併用することとなるが、管理受託者が支出した管理費と管理受託者が利用料金として収受した利用料金との差額を委託料として管理受託者に支払うような不足払い方式はとらないものである。

3 運営状況の監視と公表

指定期間中は、次の取り組みを基本としながら、施設の特殊性に応じて月報、四半期総括書等の提出を求めることがある。また、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努めることとする。

① 指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書（地方自治法第244条の2第7項）を検証し、公表する。

- ② 行政評価システムにおいて、施設の管理運営に関する事務事業評価を実施し、その結果を公表する。

4 個人情報保護

盛岡市個人情報保護条例（平成16年10月1日施行）において、指定管理者は、次の義務が課されている。

- ① 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- ② 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となる。

第2 指定管理者の選定についての基本的な考え方

1 選定についての方針

(1) 公募の原則

原則として公募するものとする。ただし、次のような合理的な理由があるときは、公募を行わず、指定管理者を指定できるものとする。この場合も公募に準じ、必要な申請書類等の作成及び提出を求め、選考項目の確認を行うこととする。

① 地域密着型の施設

ア 地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体が現在管理運営を受託しているもの又は指定管理者になりうる団体が具体的に予定されているもの

イ 地域の文化的遺産などの保存を目的とした施設であって、地域住民で組織する団体が現在管理運営を受託しているもの又は指定管理者になりうる団体が具体的に予定されているもの

② 福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先される施設

社会福祉施設のうち、当該施設の利用者の障害の特性から、援助者と利用者との強い信頼関係が求められ、環境の激変が利用者の心理面等に著しい悪影響を及ぼすと認められるもの

③ その他

①又は②のほか、市の政策遂行上又は施設の管理運営上、指定管理者を特定することが特に必要と認められる場合は、公募によらず指定管理者を指定できるものとする。

(2) 所在地に関する公募対象団体の条件

公募による場合、原則として応募団体の所在地に制約を設けず広く募るものとするが、施設の設置目的からみて地域に密着した運営が最優先される集会施設やスポーツ施設等については、地域の雇用の創出、NPOや地域住民との協働の推進等を図る観点から、盛岡市内に事務所をおく団体に限定することがあるものとする。

2 公募方法

(1) 公募についての情報提供

公募にあたっては、応募要領、仕様書及び予定審査項目を提示するほか現在の運営状況を公表することとする。

(2) 公募の周知

市の広報及びホームページにて周知するほか、市の主な公の施設等に応募要領等を備え付けるものとする。また、特に必要と認められる場合には、応募予定者を対象とした説明会を開催するものとする。

(3) 公募の期間

公募する場合は、申請の受付開始から締め切りまで特段の理由のない限り30日間以上設けることとする。

3 審査方法

公募により指定申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という。）の中から指定管理者を選定するために、別に「指定管理者候補者選定要領」を定め、施設ごとに審査会を設置して審査を行う。審査会の審査結果について、外部有識者の意見を聴取することとする。

4 公表

選定結果は申請者全員に通知するとともに公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

5 応募資格（欠格事項等）

次のいずれかに該当するものは、応募することができないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの

(2) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの

(3) 直近の2年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近2事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの

第3 導入までのスケジュール

スケジュール	項目	内部作業等
平成 16 年9月	市民意見募集	
10月	「基本的な考え方」策定	仕様等の作成
11月		
12月	設置条例改正	
平成 17 年1月	施設ごとの仕様・運営状況の公表	広報、ホームページ等で公表
2月		
3月		応募要領・申請書類様式決定
4月		応募要領・審査評価表の作成
5月		審査会の設置
6月		
7月		
8月	公募開始	広報、ホームページ等で公表
9月	候補者選定	審査会→外部意見聴取
10月	選定結果の通知・公表	ホームページで公表
11月		
12月	指定管理者の指定 債務負担行為の議決	協定書の作成
平成 18 年1月	指定の通知 協定の締結	
2月		
3月	予算承認	
4月	管理の開始	

別紙 指定管理者制度導入施設一覧表

部	課	施設名	施設数	備考
企画部	青少年女性課	女性センター	1	
市民部	市民生活課	地区活動センター	13	各施設の名称は省略
環境部	環境企画課	墓園（新庄・青山）	2	
	クリーンセンター	余熱利用健康増進センター	1	
保健福祉部	障害福祉課・高齢福祉課	地域福祉センター	1	
	障害福祉課	身体障害者福祉センター	1	
		知的障害者授産施設〔しらたき工房〕	1	
		デイサービスセンターしらたき	1	H16.4.1移行済み
		知的障害児通園施設〔ひまわり学園〕	1	
	高齢福祉課	老人福祉センター（愛宕山、乙部を除く）	23	各施設の名称は省略
		愛宕山老人福祉センター	1	H16.7.1移行済み
		乙部老人福祉センター	1	H17.4.1開設予定
		老人憩いの家	4	
		世代交流センター	1	
		軽費老人ホーム〔けやき荘〕	1	
		老人デイサービスセンター	3	
	児童福祉課	児童館	33	各施設の名称は省略
		母子生活支援施設〔かつら荘〕	1	
産業部	商工労政課	勤労青少年ホーム	1	
		勤労福祉会館	1	
		都南勤労福祉会館	1	H16.4.1移行済み
		中高年齢者勤労福祉センター〔サンライフ盛岡〕	1	
	観光課	観光文化交流館〔観光文化交流センター〕（おでって）	1	
		観光文化交流館〔もりおか啄木・賢治青春館〕	1	
	農政課	砂子沢生活改善センター	1	
		農業構造改善センター（飯岡・乙部）	2	
		地区振興センター（庄ヶ畑・大葛・中津川・餞掛・篠川・上米内）	6	
		牧野（区界・岩神）	2	
	農地林務課	森林公園（外山・つどいの森）	2	
建設部	道路管理課	盛岡駅前自転車駐車場	1	
都市整備部	都市計画課	岩手公園地下駐車場	1	
	市街地整備課	マリオス立体駐車場	1	
		盛岡駅西口地区駐車場	1	
	公園みどり課	岩手・高松公園	2	
		動物公園	1	
教育委員会	生涯学習スポーツ課	市営野球場	1	
		体育館（盛岡・都南・飯岡・乙部）	4	
		アイスアリーナ	1	
		プール（高松・総合・都南）	3	
		武道館	1	
		屋内ゲートボール場	1	
		弓道場	1	
		太田スポーツセンター、太田テニスコート	1	
		綱取スポーツセンター	1	
		盛岡南公園球技場	1	
		運動広場（公園・東中野・乙部）	3	
	文化課	文化会館（盛岡劇場・都南文化会館・市民文化ホール）	3	
		てがみ館	1	
		歴史公園〔志波城古代公園〕	1	
		計	139	

指定管理者選定に係る公募の適否について

I 公募により指定管理者を指定する施設

所管部等	施設名	施設数	現在の管理運営委託先	備考
企画部	女性センター	1	直営	
市民部	地区活動センター	2	(社福)盛岡市社会福祉事業団	緑が丘・山岸
環境部	墓園	2	直営	新庄・青山
保健福祉部	地域福祉センター	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	身体障害者福祉センター	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	老人福祉センター	6	(社福)盛岡市社会福祉事業団	愛宕山・太田・仙北・北松園・上堂・乙部 愛宕山については指定管理者制移行済み
	老人憩いの家	4	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	軽費老人ホーム〔けやき荘〕	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	老人デイサービスセンター	3	(社福)盛岡市社会福祉事業団【1】・(社福)盛岡市社会福祉協議会【2】	無償譲渡も検討中
	児童センター	13	直営【1】・(社福)盛岡市社会福祉事業団【12】	青山・仙北・大新・杜陵・みたけ・城西・河北・高松・月が丘・手代森・北松園・上堂 湯沢児童センター、上飯岡児童センター及び津志田児童センターのうち1館
	母子生活支援施設〔かつら荘〕	1	直営	
産業部	勤労青少年ホーム	1	直営	
	勤労福祉会館	1	直営	
	都南勤労福祉会館	1	都南商工会	指定管理者制移行済み
	中高年齢者勤労福祉センター〔サンライフ盛岡〕	1	(財)盛岡市勤労者福祉サービスセンター	
	観光文化交流館〔観光文化交流センター〕	1	(財)盛岡観光コンベンション協会	
	観光文化交流館〔もりおか啄木・賢治青春館〕	1	(財)盛岡観光コンベンション協会	
	牧野	2	直営	区界・岩神
建設部	盛岡駅前自転車駐車場	1	(財)盛岡市駐車場公社	
都市整備部	岩手公園地下駐車場	1	(財)盛岡市駐車場公社	
	マリオス立体駐車場	1	(財)盛岡市駐車場公社	
	盛岡駅西口地区駐車場	1	(財)盛岡市駐車場公社	
	岩手・高松公園	2	直営	
教育委員会	てがみ館	1	(財)盛岡市文化振興事業団	
	計	50	(一体管理を考慮した場合の施設数 42)	

II 公募によらず指定管理者を指定する施設

所管部等	施設名	施設数	予定される指定管理者	備考
市民部	地区活動センター	11	(社福)盛岡市社会福祉事業団	青山・仙北・厨川・松園・加賀野・中野・みたけ・太田・土淵・つなぎ・本宮
保健福祉部	知的障害者授産施設 〔しらたき工房〕	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	知的障害児通園施設 〔ひまわり学園〕	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	知的障害者デイサービスセンター 〔デイサービスセンターしらたき〕	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	指定管理者制移行済み
	老人福祉センター	19	(社福)盛岡市社会福祉事業団	川目・北厨川・青山・本宮・仁王・山王・桜城・厨川・松園・山岸・上田・大慈寺・下太田・加賀野・緑が丘・杜陵・西厨川・都南・上米内
	世代交流センター	1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	
	児童センター	20	(社福)盛岡市社会福祉事業団	北厨川・川目・本宮・仁王・山王・厨川・松園・山岸・上田・大慈寺・下太田・加賀野・緑が丘・桜城・永井・見前・上米内・乙部 湯沢児童センター、上飯岡児童センター及び津志田児童センターのうち2館
産業部	砂子沢生活改善センター	1	砂子沢自治振興会	
	庄ヶ畠地区振興センター	1	庄ヶ畠町内会	
	大葛地区振興センター	1	大葛自治会	
	中津川地区振興センター	1	中津川振興会	
	錢掛地区振興センター	1	錢掛部落会	
	築川地区振興センター	1	築川自治振興会	
	上米内地区振興センター	1	上米内地区振興センター 管理運営委員会	
	外山森林公園	1	盛岡市森林組合	
	都南つどいの森	1	(財)盛岡市都南自治振興公社	
都市整備部	動物公園	1	(財)盛岡市動物公園公社	
教育委員会	歴史公園〔志波城古代公園〕	1	志波城跡愛護協会	
	計	65	(一体管理を考慮した場合の施設数 43)	

III 検討中の施設

部	施設名	施設数	備考
環境部	余熱利用健康増進センター	1	
産業部	農業構造改善センター	2	飯岡・乙部
教育委員会	市営野球場	1	
	体育館	4	盛岡・都南・飯岡・乙部
	アイスアリーナ	1	
	プール	3	高松・総合・都南
	武道館	1	
	屋内ゲートボール場	1	
	弓道場	1	
	太田スポーツセンター、 太田テニスコート	1	
	綱取スポーツセンター	1	
	盛岡南公園球技場	1	
	運動広場	3	松園・東中野・乙部
	文化会館	3	盛岡劇場・都南文化会館・市民文化ホール
	計	24	

IV 公募によらず指定管理者を指定する施設及び理由

1 地域密着型の施設

ア 地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体が現在管理運営を受託しているもの又は指定管理者になりうる団体が具体的に予定されているもの

施設名	予定される指定管理者
砂子沢生活改善センター	砂子沢自治振興会
庄ヶ畠地区振興センター	庄ヶ畠町内会
大葛地区振興センター	大葛自治会
中津川地区振興センター	中津川振興会
錢掛地区振興センター	錢掛部落会
築川地区振興センター	築川自治振興会
上米内地区振興センター	上米内地区振興センター管理運営委員会

イ 地域の文化的遺産などの保存を目的とした施設であって、地域住民で組織する団体が現在管理運営を受託しているもの又は指定管理者になりうる団体が具体的に予定されているもの

施設名	予定される指定管理者
歴史公園〔志波城古代公園〕	志波城跡愛護協会

2 福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先される施設

社会福祉施設のうち、当該施設の利用者の障害の特性から、援助者と利用者との強い信頼関係が求められ、環境の激変が利用者の心理面等に著しい悪影響を及ぼすと認められるもの

施設名	予定される指定管理者
知的障害者授産施設〔しらたき工房〕	(社福)盛岡市社会福祉事業団
知的障害児通園施設〔ひまわり学園〕	(社福)盛岡市社会福祉事業団

3 その他

市の政策遂行上又は施設の管理運営上、指定管理者を特定することが特に必要と認められるもの。

施設名	予定される指定管理者	理由
地区活動センター 〔13館中11館〕	(社福)盛岡市社会福祉事業団	現在コミュニティ地区組織(地区福祉推進会等)の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、今後もその措置を継続し、地域と連携した管理運営を行う必要があるため。
老人福祉センター(都南老人福祉センターを除く。)〔24館中18館〕		
世代交流センター 〔1館中1館〕		
児童センター 〔33館中20館〕		
知的障害者デイサービスセンター〔デイサービスセンターしらたき〕	(社福)盛岡市社会福祉事業団	公募によらず指定管理者を指定すると判断した知的障害者授産施設〔しらたき工房〕と一体的に管理運営を行う必要があるため。
都南つどいの森	(財)盛岡市都南自治振興公社	現在、経営改善のため、岩手県の経営指導を受けているところであり、仮に他の団体を指定管理者とした場合には、当該団体は指定管理者として指定された後に県のこれまでの指導に沿った内容の経営改善計画を策定し、県の同意を得る必要があるのであり、指定管理者候補者選定審査の段階では、市が事業計画(経営計画)等の適否を判断することができないものであることから、指定管理者の公募にはなじまないものと認められるため。
外山森林公园	盛岡市森林組合	
都南老人福祉センター	(財)盛岡市都南自治振興公社	公募によらず指定管理者を指定すると判断した都南つどいの森と一体的に管理運営を行う必要があるため。
動物公園	(財)盛岡市動物公園公社	指定管理者に応募する可能性があると考えられる経営団体が極めて少なく、競争原理が働く情勢にないと考えられるため。 仮に、(財)盛岡市動物公園公社以外の団体が指定管理者となり、同公社が解散した後に撤退した場合、動物公園の存続ができなくなる可能性が極めて高いと考えられるため。

公の施設の管理を指定管理者に行わせる等のための関係条例の改廃について

	担当	条例名	改廃別	指定管理制度移行	利用料金	改正内容(指定管理者移行に係るものを探く。)
整備条例にまとめて提案するもの						
1	市民部	盛岡市地区活動センター条例	一改	⇒指定移行	--	年末年始を休館日とする等実態に合わせた改正を行う。
2	環境部	盛岡市墓園条例	一改	⇒指定移行	--	開園時間及び休園日を追加する等必要な規定の整備を行う。
3		盛岡市余熱利用健康増進センター条例	一改	⇒指定移行	○	年末年始の休館日を12月31日と元日とする。
4	保健福祉部	盛岡市知的障害児通園施設条例	一改	⇒指定移行	--	開館時間、休館日及び損害賠償の規定を追加する。
5		盛岡市軽費老人ホーム条例	一改	⇒指定移行	--	軽費老人ホームの利用関係を契約とする整理を行う。
6		盛岡市知的障害者授産施設条例	一改	⇒指定移行	--	
7		盛岡市老人福祉センター条例	一改	⇒指定移行	--	愛宕山、太田及び都南老人福祉センター以外のセンターは、年末年始を休館日とする等実態に合わせた改正を行う。
8		盛岡市児童館条例	一改	⇒指定移行(直営施設を除く。)	--	上飯岡、津志田及び湯沢児童センター以外の児童館は、年末年始を休館日とする等実態に合わせた改正を行う。
9		盛岡市老人憩いの家条例	一改	⇒指定移行	--	年末年始を休館日とする等実態に合わせた改正を行う。
10		盛岡市身体障害者福祉センター条例	一改	⇒指定移行	--	
11		盛岡市母子生活支援施設条例	一改	⇒指定移行	--	定員及び損害賠償の規定を追加する。
12		盛岡市世代交流センター条例	一改	⇒指定移行	--	年末年始を休館日とする等実態に合わせた改正を行う。
13		盛岡市地域福祉センター条例	一改	⇒指定移行	--	
14		盛岡市知的障害者デイサービスセンター条例	一改	⇒指定実施済	--	
15	産業部	盛岡市勤労青少年ホーム条例	一改	⇒指定(統合後)	--	仙北ホームを廃止する。
16		盛岡市生活改善センター条例	一改	⇒指定移行(砂子沢のみ)	--	附属機関である運営協議会を平成17年3月31日まで廃止する。
17		盛岡市地区振興センター条例	一改	⇒指定移行	--	開館時間と休館日の規定を追加する。
18		盛岡市勤労福祉会館条例	一改	⇒指定移行	○	
19		盛岡市森林公园条例	一改	⇒指定移行	○	施設を使用できる期間及び時間を整備する。
20		盛岡市観光文化交流館条例	一改	⇒指定移行	○	毎月第2火曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日を休館とする。
21		盛岡市中高年齢者勤労福祉センター条例	一改	⇒指定移行	○	
22	建設部	盛岡市自転車駐車場条例	一改	⇒指定移行	--	
23	都市整備部	盛岡市駐車場条例	一改	⇒指定移行	--	

公の施設の管理を指定管理者に行わせる等のための関係条例の改廃について

	担当	条例名	改廃別	指定管理制度移行	利用料金	改正内容（指定管理者移行に係るものを除く。）
12月議会に改廃を提案する条例	24 教育委員会	盛岡市市民プール条例	一改	⇒指定移行	○	
	25	盛岡市屋外スポーツ施設条例	一改	⇒指定移行	○	
	26	盛岡市武道館条例	一改	⇒指定移行	○	
	27	盛岡市アイスアリーナ条例	一改	⇒指定移行	○	
	28	盛岡市文化会館条例	一改	⇒指定移行	○	
	29	盛岡市屋内ゲートボール場条例	一改	⇒指定移行	○	
	30	盛岡市体育館条例	一改	⇒指定移行	○	
	31	盛岡市弓道場条例	一改	⇒指定移行	○	
	32	盛岡市歴史公園条例	一改	⇒指定移行	--	
	33	盛岡市球技場条例	一改	⇒指定移行	○	
	34	盛岡市てがみ館条例	一改	⇒指定移行	--	
	35 保健福祉部	盛岡市社会福祉施設管理委託条例	一改 (附則)			老人デイサービスセンター以外の施設の委託を廃止する。
単独の条例で提案するもの						
1 都市整備部	盛岡市都市公園条例	一改	⇒指定移行			都市公園法の改正に伴う規定の整備を行う。
2 教育委員会	盛岡市営野球場条例	全改	⇒指定移行			盛岡市太田橋野球場を設置する。
平成17年3月議会以降に提案する予定の条例						
1 企画部	盛岡市働く婦人の家条例	廃止				H17.3廃止⇒平成17年4月から女性センターに統合。国との調整を要するため、3月議会に提案予定
2	盛岡市女性センター条例	一改	⇒指定(統合後)	--		平成17年4月から働く婦人の家を統合し、名称を「もりおか男女共同参画センター」とするため、3月議会に提案予定
3	盛岡市働く婦人の家運営委員会条例	廃止 (附則)				3月議会に提案予定
4 保健福祉部	盛岡市老人デイサービスセンター条例	(廃止)				公の施設としての用途を廃止し、民間譲渡等の方向で検討中
5 産業部	盛岡市牧野条例	一改	⇒指定移行			条例改正のためには、牧野法に基づき公示等の手続をするため、3月議会に提案予定
6	盛岡市サイクリングターミナル条例	(廃止)				公の施設としての用途を廃止し、民間譲渡等の方向で検討中
備考	一部指定実施済（都南勤労福祉会館(H16.4)、デイサービスセンターしらたき(H16.4)、愛宕山老人福祉センター(H16.7)、乙部老人福祉センター(H17.4予定)）					

市議会議員全員協議会資料

盛岡市基本構想について

平成 16 年 11 月 29 日

企 画 部

盛岡市総合計画審議会から、このほど答申があり、12 月市議会定例会に提案します盛岡市基本構想につきまして説明いたします。

○ 盛岡市基本構想

資料 1 新しい総合計画の基本構想（中間報告）に係る市民意見